

広島県告示第二百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十三年四月十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

福山港線

三 道路の区域

区	間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		新	旧			
	福山市東手城町二丁目二二九番一地从先から 福山市南手城町四丁目一一四二番地先まで	新	旧	二〇・〇〇〇 七〇・〇〇〇	一九・八〇〇 二五・一〇〇	拡張、一部幅員減少 不用物件延長 一・六〇メートル
				三〇四・九六	三三二・二三三	

一 道路の種類

県道

二 路線名

水呑手城線

三 道路の区域

区	間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		新	旧			
	福山市曙町二丁目一六九番一地从先から 福山市南手城町四丁目一一九八番地先まで	新	旧	二四・八〇〇 七四・七〇〇	一〇六八・四	拡張
				二〇・二〇〇 二九・九〇〇	九一〇六二・五	